

総務委員会記録

- 1 期 日 平成20年10月17日（金）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]
(1) 今後10年間の財政収支の試算について
(2) 道路事業予算の執行保留解除について
(3) 県税の収入確保対策について
[企画振興局]
(4) 平成21年度施策に関する提案《10月修正版》
(5) 中国圏広域地方計画の策定について
(6) 平成19年工業統計調査結果報告（速報）の概要について
- 7 会議の概要
(1) 開会 午前10時34分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 質疑・応答
○要望・質疑（田川委員） ただいま御説明をいただきました資料ですが、道路事業の
執行保留解除ということで、非常に喜んでます。この道路特定財源、暫定税率の

失効期間中における執行保留がどれほど地方に影響したのかについて、県もホームページ等でアピールをしていただいておりますが、この暫定税率の失効が地方には大変なことになるのだということをこれからもぜひアピールしていただきたいと思っております。

それから、きょう説明をいただきました資料番号2の県税の収入確保対策についてですが、収入未済額を見ますと、平成18年度収入未済額が80億円余り、平成19年度は92億円ということで12億円ぐらい未済額がふえている。31.5%の増ということになるかと思えますけれども、その理由等も先ほど説明をいただきました。しかし、それにしても、余りにも収入未済額が多いという感じがいたします。このように収入未済額がふえるということは、それだけ県財政に影響をいたしまして、特に広島県の場合は、経常収支比率が非常に高いということで、ほとんど自由度がないという中で、この92億円のお金があればどれほど事業ができるかということをおもうわけです。県民からすれば、いろいろな事業で、できればもっと県民生活を潤すことができるのではないかと思うわけです。そういうことで、いろいろな取り組みをこれからされるということも説明がありましたが、このように18年度から19年度で30%以上、12億円も収入未済額がふえたということについて、真摯な反省をした上で、もっと積極的な取り組みが要るのではないかと思うのですが、感想があればお伺いしたいと思います。

○答弁（税務課長） 委員の御指摘にありましたように、まさに収入未済額12億円の増加というのは、大変厳しい財政状況にある中で大きなことだと思っております。実際、資料番号2の2の下の表により説明をさせていただきましたように、県全体の収入未済額は12億円の増ですが、市町の方で徴収していただくということで、その取り扱い経費も措置をしてお渡ししている個人県民税の部分の収入未済額が、実はたまたまではございますが、12億円ということで、これを簡単に申し上げますと、いわゆる県の徴収部分はプラス・マイナスゼロでございますけれども、ほとんど個人県民税の部分での増額が要因であると思っております。ここにつきましては、先ほどの説明にもありましたように、税源移譲がより拡大したときに、やはり徴収が困難になるであろうということで、平成18年度に市町と県で徴収対策推進協議会を立ち上げ、いかに強化して臨むかという形で、それぞれの緊張感なり危機感を共有して、新たな手法も導入していこうということでやってきて、実はその結果こういう形になったということに関しましては、努力不足を含めまして、我々も市町も含めての反省点がございます。

それについて、先ほど説明しましたように、県が今回取り組もうとしている、三原市で行っている徴収強化のような取り組みは、すぐに効果が出てくるものではございませんが、個々の市町にお願いしている以上、市町の徴収のパワーが継続的にアップすることが必要であると考えています。やはりきちんとした人材を複数育成していただく取り組みが一番大切で、直接徴収を活用した徴収活動の取り組みを考

えており、これを活用していきたいと思っています。

さらに、徴収対策推進協議会においても、完全に決算数値が固まった段階で、各市町それぞれことしの拡充した住民税徴収対策がどうだったのか、その結果どういう対応が必要なのか、県の関与も含めまして、また意見をお聞きすることも考えております。

いずれにしましても、焦点は個人住民税にあると思っておりますので、この対策について市町と連携をして努力をしていきたいと思っております。

○質疑（田川委員） 市町としっかり連携するということですが、私が危惧するのは、この市町との連携だけで本当に確保できるのかということですが。

先ほどの理由をお伺いいたしますと、特に低所得層からの徴収が困難であったということがございますが、市町と連携して、具体的にどのように取り組んで確保されようとしているのか、もう少し具体的な内容がありましたら御紹介いただきたいと思っております。

○答弁（税務課長） 最近の協議会での議論を少し紹介させていただきますと、一つは所得別の累進税率が定率になった低所得者層部分について、徴収に困難が生じたというのが各市町の状況でございます。ただ、そうは申しましても、個別の市町ごとに見ますと、徴収率は必ずしもすべてが下がっているという状況ではございません。取り組み方、説明の仕方ということも同時に、一つは今回大きくなった部分については、従前から払っていただけなかった部分、そういうたまりたまった、いわゆる滞納繰越をした部分ではなくて、ことし税をかけた部分について取れなかったという状況がございます。これについては、特に市町の実態を見ますと、個人住民税もそうですが、固定資産税でありますとか、いわゆる各個人に細かく納付書を送っていただいたりという税目が多く、それについて、毎年期限が徒過した場合にどれぐらいお願いができるかという部分については、早い時期の滞納は、お願いをしたり、催告をしたりすれば完納していただけるのだらうと思っております。

ただ、今の実態を見ますと、なかなか市町自体がそういう早い時期での催告でありますとか、早期の滞納処分を、個々にたくさん数をこなしていくという体制が十分に整っていないという側面がございます。この辺につきましても、我々も実は各市町ごとの徴収体制全体を調べまして、逆に市町にフィードバックをかけまして、徴収を確保するためにはもう少しその水準を上げるべきではないかというような話もしております。

いずれにしましても、そういう意味合いでは、お互いに情報を共有する中で、こういう取り組みで成功したというものがあれば、いいものは周りに広めていこうという形で、組織として努力していこうというのが現状でございます。

○要望・質疑（田川委員） 従来型の手法だけではなくて、ぜひいろいろなアドバイスも市町の方にしていただきまして、きちんと徴収ができるようお願いしたいと思います。

それから、これを見ますとよくわからないので教えていただきたいのですが、個人住民税の徴収強化ということで、市町との連携で、実施団体が駐在型で6市、それから巡回型で8市5町ということになっています。一番人口の多い広島市は、これはどういう形なのですか。

○答弁（税務課長） 御希望があるところということなのですが、広島市においては実施はしておりません。

○質疑（田川委員） これは希望がないため、しないということですか。

○答弁（税務課長） 広島市につきましては、今御指摘がありましたように、実は個人住民税におきましてもかなり高いウエートを占めてございまして、その徴収実績は県全体の個人住民税に大きく影響を与えている状況がございまして。

我々としても、これまでの推移というのを申し上げますと、19年度になるまでは広島市の個人住民税の徴収につきましては、全体の平均よりも上回るところで推移をしてきました。ところが、去年ぐらいから大分陰りが見えまして、19年度は、いわゆる平均水準で言いますと平均以下のところに来ておりまして、我々としてもお願いはするのですが、併任徴収というのは、我々が行ってある程度レベルアップのために尽くす、市の職員の辞令をもらうといっても、広島市という県と同等の関係であり、なかなか県と政令市という関係において呼応していただける状況にないと思います。それはそれといたしまして、やはりそういうのがないのであれば、みずからの組織の中で徴収対策を進めていただくという要請はこれまで以上にしていく必要があると考えております。

○要望・質疑（田川委員） 広島県の人口で言いますと3分の1ぐらいの人が広島市にはいますから、その税収というのは大きいと思うので、しっかり連携をとっていただきたいと思います。結局、この収入未済額が、最後は徴収できなかったということで、すみませんでした、事務処理上では不納欠損処分で終わってしまうというようなことではやはり困ると思います。納税者が公平感を保てるように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

昨日の新聞の指定管理者制度の記事を見て驚いたのですが、例として挙げられていた県立体育館の問題で、ほかの業者が参入できないような指定管理者制度だということが書いてありました。私は、指定管理者制度そのものを否定するものではありません。県民へのいろいろなサービスが向上するということではいいことではないかと思います。県営グラウンドの方は、視察に行かせていただきましたが、指定管理者になって、今までになかったいろいろなサービスが提供され、いろいろな工夫もされておりました。そういうことができるという意味で言えば、この指定管理者というのは非常にいいことだと思うのです。

ところが、ほかのところは全く参入できないようなことになると、いろいろなサービスの提案は指定を受けるときにされるかもしれませんが、ほかのいろいろなサービスの提案を持っているところもあるかもしれませんが、参入しないと、

県民がそういうサービスを享受できなくなるわけです。指定管理者制度をただ単に経費の縮減ということで考えるのではなくて、私は県民へのサービスの向上というところを失ってはならないと思うのです。そういうことを考えると、ほかの業者が参入できないような指定管理者制度はどうかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

- 答弁（行政管理課長） 指定管理者についてお答えしますが、今回、平成18年度に導入した5施設について各部局で公募を行っております。新聞報道のとおり、現地説明に来られた方は複数者ありましたが、最終的な応募者が各施設に1事業者となっているのは事実でございます。今回の5施設について利用者数を見ますと、新聞報道にもありましたが、総じて約15%ふえています。そういう意味では、低コストで最良のサービスを提供するという所期の目的も一定の成果を上げているのではないかと考えています。

ただし、委員御指摘のように、多様なサービスの提案を受けて、その中から最適な事業者を選ぶという制度の趣旨もあり、そういう意味では1者ですと選定という面では問題もあると思いますので、年度当初から参入の促進を図っていくということに取り組んでまいりました。一つは県のホームページ等で公募する、あるいは事業者の団体、商工会議所とかその他業界団体に出向いて行ってPRをしてまいりました。それと、従前から現地説明が少し乱暴過ぎるという指摘があり、充実した現地説明を心がけてきました。何よりも一番大きいとっておりましたのは、指定期間を今回、3年から5年に延長しました。これは、参入促進を図る、備品の償却年数が5年である、あるいは人材確保も5年の指定管理期間があれば十分な人材育成ができるという事業者からの声もあり、そういう体制で臨んでおりました。

繰り返しになりますが、多様なサービスの提供の提案を受けるといふ制度の趣旨から、参入促進を促す必要があると考えていますので、今後も事業者の皆さんを初め、いろいろな方からの意見を聞きながら、制度の充実・改善に努めてまいりたいと思います。

- 要望（田川委員） 民間事業者の門戸を閉ざすということは望ましくないと私は思うのです。これは県民のためにも必要なことであろうと思います。管理費の削減だけが優先されるということであれば、結局、民間事業者というのは門前払いになってしまうでしょうし、むしろいろいろな民間のアイデアが採用され、それによって県民へのサービスが向上するというような指定管理者制度であるべきではないかと私は思うのです。もちろん、コストの削減に一生懸命努力されているのはわかりますが、それだけが優先されてはいけないと思いますので、ぜひ、これから検討をお願いしたいと要望して終わりたいと思います。

- 質疑（児玉委員） 新たな過疎法の制定に向けた動きということでお聞きしたいと思います。現在の過疎地域自立促進特別措置法は平成21年度で終わるということで、本県議会としても、次の新たな過疎法制定への動きということで、国への意見書も

提出しておりますし、さまざまな団体がそういったことを要望されていると思いますが、現在その動きがどのような形になっているのか、把握されている現状をお聞きしたいと思います。

○答弁（新過疎対策課長） 現行の過疎地域自立促進特別措置法が平成21年度末に法期限切れとなるということで、昨年来、さまざまな機会をとらえて、新法制定について働きかけをしております。中国知事会あるいは中四国サミットといったような各県連携によるもの、それから本県独自の要望活動も行っており、また、この11月には全国過疎地域の大会等も予定されておりますので、そういったあらゆる機会をとらえて新法制定に向けた働きかけをしてまいりたいと思います。

○質疑（児玉委員） 過疎地域にとっては、ぜひともこの法の延長を願うところでございます。

法が延長されるという前提において物を言うのはどうかと思うのですが、市や町では既にいろいろ心配をされております。今回、市町の合併が行われました。過疎同士で合併したところは当然、過疎法の対象となると思うのですが、過疎地域と過疎地域の指定を受けていない地域が合併したところ、また、大きな都市に一部の過疎地域が合併したところ、こうした3つのパターンが恐らく今回生じてくると思います。こうした地域で、やはり過疎地域であった地域に対してまだまだ手当てが必要なのではないかという意見が市や町から上がってきているのも事実で、この新法制定に向けて、県もしっかりこうした現状について意見を申し述べていく必要があるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○答弁（新過疎対策課長） 現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく地域指定につきましては、委員がおっしゃったとおり3つのパターンがございます。もともと昭和45年に、昭和30年代の過度な人口減少と地域の疲弊ということを踏まえて、現行法のもとになる緊急対策特別措置法が制定されました。その地域指定の要件の基本的な考え方は、過度な人口減少による地域の疲弊、財政力が弱まったこと、この2つが大きな要件設定の核を占めています。

その後4次にわたる改定で、振興活性化ということで現行は過疎地域自立促進特別措置法になりましたが、この4次にわたる改定におきましても、基本的には人口減少、直近の自立促進法で言えば、昭和35年と平成7年を比べて人口減少が30%以上、財政力要件で言えば0.42以下という要件を満たしたもののというのが基本であります。

その結果として、合併後の市町が全部その要件を満たすものと、それから廿日市における吉和村のように旧来の旧合併市町村単位で満たしたものであるということで全部過疎、一部過疎というジャンルのものがあり、加えて、旧市町村単位で言えば、そういう要件を満たさないけれども、合併後の市町が全域で人口減少しているなら、30%と言わず指定しようということのみなし過疎ということがあり、結果として、旧来人口要件と財政力指数を満たさなくても指定された地域として、旧三次市、吉

田町、八千代町といったところがあります。そうは申しましても、合併を全国に先駆けて進めてきた本県の立場としまして、新法においても合併によってメリットを受けた市町が地域指定において不利益にならないような働きかけをしていくことが基本だろうと考えております。

○質疑（児玉委員） これからの法制定に向けて、しっかり県の方からも伝えてもらいたいと思います。

次に、新球場整備のためのミニ公募債についてお伺いいたします。ことしのカープは非常に我々に元気を与えてくれ、クライマックスシリーズに向けて最後まで接戦を続けてくれたということで、結果的には残念だったのですが、広島に元気を与えてくれたと思います。

また、現在の市民球場もことしで最後で、来年からは新しい球場ということで、ミニ公募債が発行され、10月1日から募集され15日で締め切られましたが、この応募状況はどうであったのか、また、公募に当たってさまざまな特典等もあると思いますが、こうした公募債に対しての魅力づけはどのようにされたのか、お伺いします。

○答弁（財政課長） 応募状況についてですが、15日までの期間で1万2,272人の応募をいただきました。募集が20億円でしたが、応募された方の金額を積み上げますと66億2,220万円ということになっております。

それから、魅力づけということでは、これは2つ、募集する際に申し上げております。地方債を買っていただいた方に対して、建設中の今の新球場の写真を載せた、また将来こういうようになるというイメージ図をつけたデザインの購入証明書をお渡しすることが一つでございます。もう一つは、来春開幕前に広島市で見学会を予定されております、その見学会に購入された方から抽選で1,000人の方を御招待する、この2点でございます。

○質疑（児玉委員） 20億円に対して66億円の申し込みがあり、大変県民の皆さんの期待が大きいのではないかと思います。それだけ人気があったということで、このたびの金利は国債にプラスアルファということで設定されていると思いますが、それは幾らで発行されるのか、どういった考えのもとで決められたのか、お聞かせください。

○答弁（財政課長） 募集のときに、こういった金利にしますということで申し上げております。国債に上乘せということで、地方債を市場で売っていくためには、やはり格が少し違うといえますか、国債に対して一定の金利を乗せているというのが通常であります。その条件づけは、10月7日時点の国債が0.95%で、これに幾ら乗せるかということになりますが、実際募集していただく金融機関が幾らぐらい乗せると売やすいとか売りにくいとかというのがありますし、もう一つは、直前に市場公募した都道府県や市が5年ものに幾ら乗せたかというのがあり、その2点を調べました。実際には国が0.95%で、一番低いところは0.08%を乗せたところがござい

ます。一番高いところは、0.26%乗せたところもございませう。できるだけ低く発行したい、そうはいっても売れるのかどうだろうかということで、実際は一番低いところの0.08%を上乗せさせていただきます、1.03%ということで最終的な利率としたところもございませう。

○質疑（児玉委員） 大変な御苦勞があったと思うのですが、この1.03%という金利は少しぴんと来ないのですが、通常の県の市場公募債と比べて高いのか低いのか、お聞かせください。

○答弁（財政課長） 県で今、市場公募という形で応募をいただいて売っている地方債は実は10年ものしかございませう。そういう意味では、県の中での比較は難しいのですが、10月の段階で他の県で同じように一定の利率を上乗せして発行したものを申し上げますと、鹿児島県が1.1%、静岡県が1.108%、少しこれはイレギュラーですが北海道は1.7%で、いろいろ金融事情が不透明な時期であったものから、そういうことから比べますと、先ほど申しましたように、上乗せの金利を一番低くしましたので、随分と低い状況で発行ができたのではないかと考えております。

○質疑（児玉委員） このミニ公募債というのは、県民のパワーというか力がそれだけあるということではないかと思うのです。これだけ通常よりも低い金利でこれだけの資金の調達ができるというのは大変なメリットではないかと思ひます。以前、郵便貯金会館で発行されて、また新球場で3倍近い応募があるということは、まだまだ可能性を秘めていると思うのですが、他にこうしたミニ公募債を積極的に活用していくという考えはおありでしょうか。

○答弁（財政課長） 委員御指摘のように、大変多くの応募をいただいております。前回のALSOKホールのかきに9億円、今回は広島市と県で10億円と10億円の20億円ということで、少し課題等を申し上げますと、大口、例えば県で調達したい資金というのは100億円とか200億円で、こういったかきにどのくらい小口の応募に手間をかけることができるのかというももございませう。ただし、そのような課題もございませうが、今後、今回のようなPRにつながるとか、非常に理解いただけるという長所もございませうので、ぜひ前向きにこういうミニ公募債を活用していきたいと思ひております。

○要望（児玉委員） 大変有効な手段だと思ひます。先ほど財政健全化等の説明もございませうが、やはりいろいろなところでこういった県民の力をうまく利用させていただくということが必要なのではないかと考えております。

例えば、これは可能かどうかわかりませうが、今から県の職員が大量退職されませう。60歳ではまだまだ元気がある、働けるといった場合、その退職金の使い道はどうなのか、使わない一部を通常の預金利息よりは有利な方法で県の方で運用させていただくといったことも今後のあり方として、県の資金調達として、財政が厳しい中で考えられるのではないかとと思ひます。さまざまな方向からいろいろな手を打っていきながら、財政健全化に向けて、資金調達の工夫をしながら頑張ってくださいませう。

たいと思います。

○質疑（梶川委員） 資料番号6の広島県政モニターアンケート結果について説明がなかったのでは、お尋ねいたします。

まず、この県政モニターアンケートの目的は、県民の意見を県政に反映させるということです。回答者の内訳を拝見しますと、職業別では専業主婦・主夫が40%、無職の人が12%ということで、税金を納めていない人が52%となっております。やはり、県民の方に気持ちよく税金を払っていただくためにも、こうしたアンケートは税金をもっと払っている方々にお尋ねした方がいいのではないかと思います。職業別では会社員が22%、パート・アルバイトが14.8%ということですが、このアンケート調査をした後でモニターの方に謝礼というのは現在支払われているのでしょうか、どういう形になっているのでしょうか。

○答弁（広報広聴課長） モニター制度でございますけれども、県が行っている広聴につきましてはさまざまございます。例えば、パブリックコメントでありますとか、県政の提言コーナーあるいは世論調査があり、その広聴活動の一つとしてモニター制度があります。この特色というのは、基本的にはこういったモニターに参加しませんかという公募をし、それに対して手を挙げられた中から307人を選んでいます。当初、インターネットだけで行っていました。平成18年度からは郵送も含めて行っています。

モニターになっていただいた回答者の方に対して、図書カードをもってお礼にいたしております。先ほど税金という話がございますけれども、基本的には公募という形でやっておりますので、そこまでのチェックはせずにモニターとして選んでいるというのが実態でございます。

○要望（梶川委員） 結果を見ましたときに、謝礼目当てに無職の人がアンケートに応募をしているのではないかと感じましたので、ぜひとも統計的な有意性を考えた場合に、モニター数も300人では少ないのではないかと思いますし、1,000人ぐらいの方に聞けば、この県政モニターももっと統計的な精度が上がってくるのではないかと感じております。税金を納めているか納めていないかということも一つポイントだと思いますので、モニターを実施される場合に、ぜひ税金を納めていらっしゃる方が7割ぐらいで、無職といった方が3割ぐらいの割合で、男女の性別も半々になるようにしていただいた方がよりよい意見が聴取できるのではないかと思います。まして、検討を要望いたしまして質問を終わります。

○質疑（武田委員） 先ほどから税の話が出ており、確かに大切なことであります。先般、東京広島県人会の役員総会に行きましたら、知事がふるさと納税のことをその一部で話したのですが、そのことについて東京ドームの林社長が、私はふるさと納税はしていませんが今からしていこうというような話をされました。ふるさと納税について、広島県がワースト1とは言いませんが、余り実績がなく、そのふるさと納税制度の活用がやはり必要なのではないかと、PRして皆さんに訴えてお願いして

はどうかという感じがいたしました。

そこで、ふるさと納税の現状がどのようになっているのか、教えてください。

○答弁（税務課長） 昨日までの状況でございますと、件数は5件で21万円ぐらいにとどまっております。これは全国的に見たときに決して高い数字ではないということは認識しております。県の考え方ですが、ふるさとということを考える場合に、広島県というイメージもございますし、また、県内の市なり町というところにイメージを置く方も多いと思います。もう一つイメージの問題とは別に、自分の地域をサポートしてくれる方については、実際に入ってくる税収というか寄附金収入という以上に、自分の名前を明らかにして寄附をしていただく方の存在は、特に市なり町なりの活性化、地域とのパイプをつなぐという部分で大きなきずなになると考えています。

そういうことで、県としてのふるさと納税の願いは、東京事務所、大阪情報センター等を通じて、特に県人会というところで都会の方へお願いをしておりますし、あわせて市町へのふるさと納税の願いもしているところでございます。

○質疑（武田委員） やはりふるさとに魅力があるようにしていかななくてはならないということがあるわけです。市町の動きがあつて、また県の動きももちろんあると思います。今まで県としても、行政改革にいろいろ手を尽くし、また経済効果のためにも企業誘致を行い、地方交付税の問題がなかったら広島県は本当に素晴らしい県になっていると思いますし、私が県議会議員となつて、県が本当に努力されているのをうれしく思いますし、頑張っておられるというのはひしひしと感じております。そのように一生懸命皆さんが行っているのに、その広島県の魅力というのが中央の方に、伝わっていないのは本当に残念だと思うわけです。先ほどあつたように、出荷額も九州を含めても一番ですし、教育もだんだん上がってきておりますし、本当に素晴らしい努力をされているのに、それだけの評価を得ていないというのは、やはり何か欠けているというか、PRの仕方なのか、そこは私もよく分析は行っていないませんが、九州、中国、四国の雄であるのですから、もう少し広島県のPRをして、ふるさと納税だけではありませんが、いろいろな面でもリーダーシップをとっていただきたいと思います。

対策といつてもなかなか難しいとは思いますが、ふるさと納税に対する今後の考え方がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○答弁（財務部長） ふるさと納税制度が本年度から創設されました。県だけではなく市町を含めて、この広島から離れて広島以外の地で活躍されている方々の期待にも当然こたえるふるさとでありたいということで、県、市町とあわせて行政を進めてまいりたいと思っております。ふるさと納税制度において、もしそういう御意向があるのに我々が受け入れる体制やPRがなくて受け入れることができないということがあつてはならないと思いますので、引き続き市町と一緒に本制度のPRに努めてまいりたいと思っております。

そうした中で、先ほど武田委員からも御指摘いただきましたように、東京県人会の役員の方々を中心に、少しこのふるさと納税のPRをしようという動きもございますし、東京事務所あるいは大阪事務所の職員もこのPRに関係市町とあわせて取り組んでいるところでございますので、県だけの成果というよりも、できるならば県と市町あわせた形で成果が上がるようにこれから取り組んでまいりたいと考えております。

○要望（武田委員） おっしゃるとおりで、東京広島県人会は3,000人を超えるような会員数で、総会も本当にいっぱいあります。そのようにすばらしい人たちがおられるのですから、そういう場とかいろいろな面でPRしていただければ、ワーストということではなく成果が上がってくると感じますし、今後も行財政の取り組みを一生懸命していただければと思います。

○質疑（岡崎委員） 財政収支見通しについて説明がありましたが、平成13年ぐらいからの財政健全化計画の中で知事部局や教育委員会の職員や教員が減って、人件費が退職金を除くと今後2,800億円ぐらいで推移していくということですが、今後の人員削減計画というものが全くなされていないのかどうか、その計画についてはこれに盛り込んでないのですか。

○答弁（財政課長） 今回お配りしております資料について説明しますと、人件費については、平成21年度からの推計ということで示していますが、この定員についてはそのままということでございます。

○質疑（岡崎委員） そのあたりに余白がかなりあると思うのです。特に事業費も、投資的経費もピークから見ると約半減しているわけです。10年前に3,500億円ぐらい投資的経費があったのが、最近1,750億円ぐらいで推移しています。これは当然その部署にかかわる人間も削減していかないといけない。それがなされているのかどうかというのはまだ調べていないのですが、それと同時に、小中学校、義務教育の段階で今、かなり学校の総合が進んでいる。これはダイナミックに言うとはやはり4,000人ぐらいは減ってくる可能性が十分あると思います。今まで以上に合併が進んで、また少子化になって、そういう取り組みは特に過疎地域などで行っておりますので、これが仮に3,000人減ったら300億円ぐらい人件費が減ってくるというような試算があるので、やはりもう少し近未来を考えた財政収支計画をつくっていかないと、保守的にこういうものをつくりながら、内向きになって、広島県の拡大振興を図っていかうというような意図が見られない財政収支計画になっていると思うわけです。

だから、人員削減計画を再度やり直して、そこらを減らして投資的経費をふやしながら、やはり全体的な広島県の県内総生産を上げていくようにし、そして税収をふやしていくというようなもっとプラス志向のものをつくっていただきたいと思うわけです。

それと、今、工業出荷統計を見させていただくと、過去3年の工業出荷額も10兆円を超えて、さらに付加価値額が3兆1,000億円ということで、ピーク時と比較して

みると、1人当たりの付加価値額が平成3年のときは約1,100万円ぐらいだった、それが1,500万円ぐらいになっているということは、非常にいいことなのですから、多分この寄与度が大企業中心になっているのではないかと思います。だから、本来の地場産業というか、従業者数が28万人から22万人ぐらいになって6万人ぐらい減っているにもかかわらず、なおかつ付加価値額はそれ以上になっているというのは、多分、日本鋼管とかマツダという企業の寄与度が非常に高い。事業所数もかなり減っているということは、淘汰が進みながら、また、本来の地場産業、中小零細企業というのが減って、雇用者数も第二次産業に係るものが減っている。

広島県の昨年の経済成長率は何%ですか。

○答弁（統計課長） 平成19年は、2.5%でございます。

○要望（岡崎委員） 額で言えば2,500億円ぐらいです。それは、額で言うと二次産業だけで3,000億円ふえており、第三次産業の方が逆にマイナス成長になっている。だから、一番重要な問題は、財務部長も考えておりますが、やはり公共に付随する都市型サービス産業というものが全く、私も前から言っているのですが、広島に育っていない、あるいは個人消費がかなり冷え込んでいる、そういう傾向にあるのではないかと思いますので、やはりそれだけの問題として、サービス産業、二次産業もこれを伸ばすのはもちろん必要なのですが、雇用という面においては、二次産業がもう生産集約型の設備投資型の投資産業型の産業になりつつありますので、やはりサービス産業の育成を今後図っていくという施策を重点的にやっつけていかないといけないのではないかと思います。そうしないと雇用の吸収ができない。それによって、やはり総額の総付加価値額を上げていく。これから少子高齢化の中で、公の人間というのは削減しながら民の人間をやはりふやしていかないと、生産年齢人口が減るわけですから、こっちへ仕向けるためにも、やはり人員削減計画というものをもっと財政収支計画に計画的に読み込んでいって、広島県の将来というものを考えていくようにしていただきたいと要望して終わります。

○質疑（城戸委員） 岡崎委員は統計学上、経済の問題に入っておりますが、私は統計で見るならば、この前から職員の給与に関する人事委員会の勧告が出ています。どういうことで民間と較差が出たのかと思いましたが、まずお聞きしたいのですが、この統計はどのような形、何社ずつ、どのぐらいの規模で比較したのですか。

○答弁（公務員課長） 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の民間企業が1,236事業所ございまして、その中から309事業所を選びまして調査させていただいています。

○質疑（城戸委員） 私が聞いているのは、この統計は従業員が何人以上が何社、何人以上が何社というのを聞いているわけです。

○答弁（公務員課長） 今申し上げました309事業所でございますけれども、回答があった内訳といたしまして、500人以上が125社、100人以上500人未満が103社、50人以上100人未満の事業所が50社ということでございます。

○質疑（城戸委員） 今お聞きになったように、50人から100人未満のところは50社で、500人以上が125社ある。この格差があって、どのぐらいの給料が違うかというところ、500人以上の51歳の人は71万円取る、100人から500人までの事業所の52歳の平均給与が54万円、100人未満の平均給与は53歳で49万円で、これだけの差がある。一番高いところは125社で、一番低いところは50社しか取っていないということで、これで本当に県内企業との格差の比較になるのか。これで人事委員会がこういうことで発表する値になるのか、私は非常にそこを疑問に思ったのです。そして、ほかの給与勧告を見ると、月例給で1,000円幾ら違うと言うけれども、ボーナスの方からいくと約1万円違い、公務員の方がいいわけです。そうすると、これをプラスマイナスしたらゼロです。そこへ今度は、国家公務員に従って15分の時短になっているのです。これを行ったら、その結果、公務員の方がいいではないか。なぜこれで勧告までしなければいけないのか、なぜ勧告が出るのか私にはよくわからない。地域手当の割合について検討しなさいというような勧告が出ているわけですがけれども、果たしてこのようなことを本当にするのか。皆さんが努力をしてくれていても、こういう人事委員会勧告を見ると、職員の人は、ここまで我慢していたのかという感じで取ります。ところが、私ははっきり言って、人事委員会勧告が果たして本当にこういう状態でいいのか、会社を100社、100社、100社にすると、1,000円くらいはすぐ違い、これだけの差はぱっと縮まります。それについてどうお考えなのか、伺います。

○答弁（人事委員会事務局長） 今、幾つかの御指摘をいただいたと思いますが、まず、100社、100社、100社にしたところからお答えさせていただきますと、全国の調査として行っておりまして、国の人事院の方で全国の中の割合をこういう形で決めています。大きいところをもっと少なくなって、小さいところをふやしてという御意見は認識しておりますけれども、これは実は、従来100人規模以上だったのを平成18年度から50人規模以上を対象にということに全国的にしております。これにつきましては、委員御指摘のような公務員の給料をどうするかという全国的な反省の上に行われたものと思っております。まだまだ50人規模の比率が少ないというお考えは、全国として受けとめていくべき課題だと認識しております。これは広島県で選んだものではなくて、全国の枠組みの中で広島県の企業も調査したところがございます。ボーナスにつきましては、一月例給を比較という全国的な仕組みになっておりまして、ボーナスの月数の比較と連動していないということで、委員の御指摘はその部分にあると思います。

ただ、今回の民間との比較で申しますと、職員がカットした後は1万5,800円のマイナスになっているところを、そこは私どもの比較には入っておりませんが、お汲み取りいただければと思っております。

○要望（城戸委員） 国全体がそうだということはある程度わかっているのですが、そうではなくて、もし比較をするなら、やはり国に対してこういう比較の仕方ではおかしいのではないかと人事委員会としての考え方が入ってもおかしくはないの

ではないか。私は前回の委員会でも不満を申し上げたのですが、要するに、今回、この建設事業の執行保留の問題についても、執行保留の解除は国が決めるまで待ちますと言っておいて、給与だけは補正を組んでいる。こういうところが、何か県民が置いていかれ、自分たちの給料はこうやって上げていくというような印象を県民に与えてしまう。やはり、こういうところで本当に我々県民のことを思ってくれているのかということで行政に不信感を抱かれるし、ある意味問題があるのではないかと思う。やはり、100社、100社、100社で比較していくのなら、これは県民の平均となりますが、120社も500人以上があって、それ未満が100社で、その下が50社、これでは何か作為的にやっているような感じが取れないでもないです。大きいところをどんどんふやせば単価は上がっていくわけですから。やはり、もし勧告をこちらの方ですのなら、もう少しきちんと国の方にも勧告を出すべきだと私は思うのですが、これはこれからの課題としてその辺をきちんと我々にも説明をしていただかないと、この勧告だけでは聞かないとわからないわけです。何社調べて、どうしてこういう差が出てくるのかというのをきちんと把握した数を我々に説明していただきたい。そうしないと、本当に差があるのかどうか判断できないと思います。これから勧告を出していただくなれば、どういう調べ方をしてこうなったと、これが国の規定どおりでしたら規定をきちんと書いてもらって、報告してもらえれば、これはおかしいのではないかと指摘できるのです。一つそれを要望しておきます。

- 要望（渡壁委員） 個人県民税について取り組む必要があると説明があり、所得税を住民税に変えた税源移譲が影響しているが、プラスマイナス同じになるのですという話です。それは総額とすれば同じになるのだろうけれども、低所得者と高所得者の間の問題、所得税を減らして住民税に移したことは、平均的には同額になるのでしょうか、税源の移譲というものが低所得者層にどういう影響を与えたのかということの説明しないと、今の説明ではなかなかわかっていただけないのではないかと。住民税は所得が低くても課税される制度になっているわけです。それを説明しないと、ないところからは取れないのですが、今の説明では努力さえすれば取れるという話になるのです。制度を変えたために、努力をしても取れない部分があるのではないかとこのことを感じるわけです。特に広島市の徴収率が悪いという話を聞けば、広島市には高所得者もたくさんいるが、低所得者も非常に多いわけで、そういうことが背景としてあるのではないかとこの気がするので、もう少し本質的なところを説明しないと、何かあなたたちが余り努力しないのが悪いという話になってしまう。そういう制度の持っている欠陥というものを説明してもらいたい。

それから、財政見通しの案件は何度も言いましたが、今の株価が下がっている状況では景気はがた落ちで、税収もがた落ちと言ってもよい。税収もがた落ちになるのに成長率が2.1%や0%と言うと、これは甘過ぎる。岡崎委員が言ったように、まだ抜け道もあると言えばそうかもしれないのですが、財政収支見通しについて、今の状況を見たら特に甘いという感じを持たざるを得ない気がします。だから、これ

からもっと汗をかいていかないといけないと思うのです。

それから、国に対しても、税源移譲というものを地方分権の財政的な側面から見れば、前進しているのか後退しているのかと言ったら、後退している。国から地方へ移したと言うけれども、それは4兆円削減して3兆円移したという話だから、後退している。だから、後退しないようにしないといけない。

国へ提案している道路特定財源のことですが、道路を引き続き地方でできるよう裁量を大きくしてくれという話はいいのですが、もう一言言わせてもらえば、道路特定財源を一般財源化したのなら、一般財源化したものは地方の財源に移してくれということ提案してもらいたい。

この前、国土交通省へ行くと、地方に移したら道路に使わずに福祉の方で使うからそれは渡されないという話を局長がしている。そういう考えだから、これを一般財源化するということはほかのことに使ってもいいということだと私は思うのです。地方に移してくれということをつけ加えてもらわなければ、あらゆる機会を通じて、それこそ地方財政に少しでも足しになることを言わないと、言葉では分権というのが飛び交っているが、財政的な面で言うと地方分権というのは縮小の一途である。お金が減っているので我々議員が議論することはない。経常収支比率が100%に限りなく近い自治体は大ごとで、地方議会で何を議論するのですか。地域住民や職員に我慢してくれということしか言えない。そういうことになってしまっており、少しは裁量権が持てるような財政にしなければいけないので、あらゆる機会を通じて言ってもらいたい。

○要望（野村副委員長）　ただいま経常収支比率が100%を超えたらというお話もありましたが、我々の方もそういった中で一生懸命努力しているので、少しPRさせていただきたいのですが、実は本日18時10分からNHKのお好みワイド610におきまして、新庄学園の野球部が放送されます。皆さん御承知と思いますが、ことし広島県大会で優勝いたしまして、あと中国大会で2勝すれば来年の春は甲子園です。ことしの春、広島県代表はゼロだったということもありまして、県北の唯一の私学、そして、ことし県北としては初めて県大会に優勝したのが新庄学園です。過疎地域においても頑張っているところを皆さん方も認識していただいて、やはりそういった過疎対策の原点がそこにあるのではないかという認識を持って我々もやっておりますので、皆さん方のいろいろな意味での応援をよろしくお願いします。

(4)閉会　午後0時14分